

令和4年7月12日
関東東北産業保安監督部

火薬類取締法違反に対する嚴重注意について

令和4年5月30日及び31日、関東東北産業保安監督部は、法令違反に係る報告を受けた火薬類製造業者に対する立入検査を実施したところ、複数の法令違反が確認されたことから、令和4年7月12日、根本的原因究明及び再発防止策について報告を求めました。

1. 関東東北産業保安監督部は、令和4年5月30日及び31日、火薬類製造業者に対し、火薬類取締法（以下「法」という。）第43条の規定に基づき立入検査を行い、当該製造業者が複数の危険工室において、法令で規定する停滞量を超えて火薬類を存置していたこと、法施行規則に係る成分配合比の範囲を逸脱して火薬を製造していたこと、及び法令に基づく製造施設等の変更許可を受けずに火薬類の運搬に運搬車を使用していたことを確認しました。
2. 本事案は、法第9条第2項（製造方法の技術上の基準の遵守義務）、法第28条第5項（危害予防規程の遵守義務）及び法第10条第1項（製造施設等の変更許可）に違反していることから、当該製造業者に対して嚴重注意を行うとともに、再発防止策等について報告するよう指導しました。

（本件に関するお問い合わせ先）

関東東北産業保安監督部 保安課長 小林眞一

担当：高橋、横田

電話：048-600-0294（直通）